様式１（学内用）

愛媛大学学術支援センタータンパク質合成・精製受託試験申請書

令和　　年　　月　　日

学術支援センター長　　殿

依頼者

所　　属

氏　　名

内線番号

E-mail

下記の確認条項に同意し，タンパク質合成・精製受託試験を申請します。

記

1. タンパク質合成・精製受託試験（以下「受託試験」という。）を依頼する者（以下「依頼者」という。）は，学術支援センター（以下「センター」という。）の担当者と十分な打合せを行い，「愛媛大学学術支援センタータンパク質合成・精製受託試験依頼書」を本申請書に添えて提出し，センター長の承認を得るものとする。
2. 承認を得た依頼者は，センター担当者から提供を受けた無細胞系発現ベクターを用い，合成を希望するタンパク質（標的タンパク質）の発現プラスミドを作製し，提出するものとする。
3. センターは，発現プラスミドの解析を一切行わないため，配列確認は依頼者自身で責任を持って行うものとする。
4. 発現プラスミドの作製をセンターに依頼する場合は，標的タンパク質の遺伝子DNA及びDNA配列情報，標的タンパク質のアミノ酸配列情報など，発現プラスミドの構築に必要な材料及び情報を提供するものとする。
5. 装置の故障などの理由により，受託試験を延期したことにより生じた損害について，センターはその責任を負わないものとする。
6. 提供される試料が，毒物，放射性同位元素，感染性病原体を含むもの，法律等に触れるもの，機器を破損する恐れのあるものなど，センター長が受入れできないと判断したものについては，受託試験を行わない。
7. センターは，受託試験のために，必要に応じて発現プラスミドの増幅を行い，受託試験終了後，残った発現プラスミドは成果物とともに依頼者に返却又は適正な手段で廃棄するものとする。
8. 依頼者が標的タンパク質の情報（名称，種類，アミノ酸配列など）の秘匿を希望する場合は,センターが指示する方法に従い試験に十分な量の発現プラスミドを準備し提供するものとする。
9. 感染性あるいは毒性を持つ可能性があるタンパク質の合成，あるいはカルタヘナ法その他法令・条約に触れる遺伝子試料を用いた試験を依頼する場合は，事前に申告するものとする。
10. 依頼者がリスク情報の事前提供を怠ったことによりセンターが受けた被害及び損害については，依頼者がその責任を負うものとする。
11. タンパク質合成・精製受託試験の過程において発明等が生じた場合，センターは速やかに依頼者にその旨を通知する。生じた知的財産権のうち，依頼者の知的財産（特許等の知的財産権，ノウハウ，非公開技術情報及び営業情報を含む）を除外した部分についてはセンターの試験担当者の職務発明とする。また，成果物であるタンパク質そのもの，あるいはそれを用いて依頼者が行った研究活動によって生じた発明等については，センターは知的財産権を主張しない。